

第一回（仮称）綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会 会議録

〈開会〉

【司会】

たいへん長らくお待たせいたしました。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

ただいまから、第一回（仮称）綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただく、神奈川県県土整備局道路部道路企画課長の沼田と申します。

ここで、委員の皆様を、名簿の順にご紹介させていただきます。

東京工業大学名誉教授の黒川洸様でございます。

綾瀬市長の笠間城治郎様でございます。

藤沢市長の海老根靖典様でございます。

綾瀬市商工会会長の斉藤敬訓様でございます。

藤沢商工会議所会頭の田中正明様でございます。

綾瀬市自治会長連絡協議会会長の増田譲様でございます。

国土交通省関東地方整備局道路部道路計画第二課長の柳谷哲様でございます。

国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所長の和泉晶裕様でございますが、本日は、都合によりご欠席されております。

神奈川県警察本部交通部交通規制課長の柳川浩介様でございます。本日は、代理として、交通規制課交通規制官の米川僚一様に御出席いただいております。

中日本高速道路株式会社東京支社総務企画部企画調整チームリーダーの合田聡様でございます。

同じく、保全・サービス事業部企画総括チームリーダーの吉永広幸様でございます。本日は、代理として、企画総括チーム、サブリーダーの谷口寧様に御出席いただいております。

同じく、横浜保全・サービスセンター所長の青山忠司様でございます。

神奈川県県土整備局道路部長の山崎仁でございます。

神奈川県県土整備局道路部参事の安田泰二でございます。

神奈川県厚木土木事務所東部センター所長の村松正敏でございます。

以上で委員の紹介を終わらせていただきます。

次に、事務局の職員を紹介させていただきます。

神奈川県県土整備局道路部道路企画課副課長の佐藤でございます。

道路企画課計画グループ グループリーダーの小田でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

次に、次第の3、地区協議会の設立についてでございます。

まず、地区協議会の設立趣旨についてご説明いたします。

綾瀬インターチェンジにつきましては、スマートインターチェンジによる計画の具体化に向けて取り組みを進めてきており、昨年5月には、地元の綾瀬市さん、藤沢市さんとともに国や高速道路株式会社の方々をメンバーとする、(仮称)綾瀬インターチェンジの実現に向けた勉強会を設置し、構造形式などについて、事前の検討を行ってまいりました。

検討の熟度をあげるため、本日、地区協議会を設立するものでございます。

次に、協議会規約等でございます。事務局から本協議会の規約や会長の選出についてご説明し、皆様のご了承をいただきたいと思います。説明は、佐藤副課長からさせていただきます。

【事務局】

それでは、協議会の規約についてご説明いたします。

お手元の、協議会の規約(案)をご覧ください。

はじめに、第1条の名称ですが、名称は、(仮称)綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会でございます。

次に第2条の目的ですが、本協議会は、インターチェンジの設置に向け、必要な検討・調整を行うとともに、当該インターチェンジの供用後も継続して、その管理・運営形態等について定期的にフォローアップすることを目的としております。

第3条には所掌事項として、当該インターチェンジと周辺の土地利用や産業政策、交通動態等との整合性、あるいは当該インターチェンジの社会便益など、地区協議会で検討する主な事項を記載しております。

第4条は、構成について記載しており、別表第1のとおり、合計15名の方々でございます。

次に第5条の会長等ですが、協議会には、会長・副会長を置くこととし、会長につきましては、過年度に綾瀬市が行った綾瀬インターチェンジ検討調査委員会の委員長であり、綾瀬インターチェンジの状況について熟知されている黒川委員にお願いしたいと考えております。

また、副会長につきましては、地元市である綾瀬市及び藤沢市の両市長並びに神奈川県県土整備局の道路部長としたいと考えております。

次に、第6条の会議ですが、地区協議会の会議は会長が招集し、会長が必要と認める場合には、別表第1以外の者の出席及び意見を求めることができるとしております。

また、第7条の幹事会ですが、幹事会は、第3条の所掌事項について、専門的・実務的な検討・調整を行うものでございまして、構成は、別表第2のとおりでございます。また、座長は、県の道路企画課長としたいと考えております。

第8条は会議等の公開についてでございます。地区協議会の会議及び会議録等は原則公開することとしております。

また、傍聴の手續など、傍聴に関する必要な事項は、別に定めております。

恐れ入りますが、お手元の別紙の、(仮称)綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会傍聴要領(案)をご覧ください。

第2条で、傍聴席は、一般席と報道関係者席に分けることとしております。

第3条ですが、一般席の定員は15人以内とし、会議の都度、会議室の収容人員等を考慮して定めることとしております。また、傍聴申出者が定員を超えた場合は、抽選により決定することとしております。

恐れ入りますが、地区協議会の規約にお戻りください。

第9条の事務局ですが、神奈川県県土整備局道路部道路企画課に置くこととしております。

第10条のその他ですが、この規約に定めがない事項等については、必要に応じて別途協議の上、処理するものとしております。

以上で、規約等の説明を終わらせていただきます。

【司会】

何かご意見、ご質問等がございましたら、ご発言願います。

よろしいでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

それでは、（仮称）綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会の規約は、事務局の案のとおりとし、会長は、黒川東京工業大学名誉教授、副会長は、綾瀬市長、藤沢市長、神奈川県県土整備局道路部長とさせていただきます。

【司会】

以降の会議の進行は、黒川会長にお願いいたします。

【黒川会長】

それでは、議事を進めてまいります。最初に、傍聴の申し出について、希望はあるのでしょうか。

【司会】

本日は、10名の方から傍聴の申し出がございました。定員の15人を超えないため、傍聴申出人全員を傍聴人として決定いたしました。

また、10名の報道関係者から、傍聴の申し出がございました。

なお、本日の議事につきましては、地区協議会規約第8条ただし書の非公開事由には該当いたしません。

以上でございます。

【黒川会長】

それでは、本日の議事につきましては、すべて公開ということと、今から、傍聴人を入場させますので、しばらくお待ちいただければと思います。

【黒川会長】

それでは、議事に入ります前に、傍聴人の方々へ、傍聴いただく上での注意を申し上げます。

事務局からお配りしております注意事項をよくお読みいただき、お守りくださるようお願い申し上げます。

また、これに反する行為があった場合には、退場していただくことがありますので、御承知おきください。

傍聴人の方々の中から撮影の申込みがありましたので、議事開始前までは、許可することとしますので、どうぞ、その間は自由に撮影をお願いします。

それから傍聴人から録音の申込みがありましたので、傍聴要領第6条の規定に基づき、許可することといたします。

それでは、これから始めますが、私、ここの会長を務めることとなりましたけれども、先ほど事務局からご説明がありましたように、今度は綾瀬スマートインターチェンジの地区協議会ということですが、その前には地域活性化インターチェンジを造ろうということで、数年前に努力した関係もあり、会長となりましたけれども、できたらなるべく早い時期に。

国交省がスマートインターチェンジを増設しようということで、予算も組んでありますので、その中に早く滑り込みたいという地元のお気持ちもありますでしょうし。

横浜のインターと厚木のインターの間はかなりいろいろな意味で渋滞もしたりするので、全国に名を馳せている箇所の一つでございますので、それが解消できたらと思いますので、皆様にはご協力の程よろしくお願いいたします。

【黒川会長】

それでは副会長から、一言づつご挨拶いただければと思います。

【笠間副会長】

ただいま、ご紹介いただきました綾瀬市長の笠間でございます。

本日は、黒川会長をはじめ委員の皆様方には、年頭の大変お忙しい中、遠路、綾瀬市までお出でいただきまして、誠にありがとうございます。

この度、綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会が設立され、また、綾瀬市を会場としていただきまして、第1回の地区協議会が開催されることは、本当にうれしく思っていると同時に、大変喜ばしく感じとっているところでございます。

綾瀬市では今後、10年後の道標となる総合計画をここで改定をいたしまして、平成23年度からスタートするわけでございますけれども、その中にインターチェンジの設置を位置づけまして、これからのまちづくりの基軸として進めていきたいと思っております。

特に、インターチェンジの設置について、都市マスタープランあるいは総合計画等々も見直しをしておりますので、これからのまちづくりにはどうしてもこのインターチェンジは無くてはならないものと、私どもは位置づけているところでございます。

そういう中で、市民の利便性そして綾瀬市の活性化、引いては県央地域の皆様方の利便性の向上にもつながっていけば、大変うれしく思っているところでございま

す。

是非、今後とも皆様方のお力をお借りして一刻でも早くこのインターが出来ることを切にお願いし、また皆様方のご協力をいただきながら進めていっていただくことを心からお願い申し上げます、簡単ですがご挨拶とさせていただきます。

大変皆様、ご苦勞様でございます。ありがとうございます。

【海老根副会長】

綾瀬笠間市長とともに、副会長を仰せつかりました藤沢市長の海老根靖典でございます。

一言、ご挨拶申し上げます。

私ども藤沢市にとりまして、本当に悲願でありました綾瀬インターチェンジの設置に向けて、昨年の5月から、綾瀬インターチェンジの実現に向けた勉強会に私どもも出席させていただいて、いろいろな勉強をさせていただいたところでもあります。

そして、笠間市長さんにも昨年の8月にご同行いただきましたけれども、前原前国土交通大臣にも直接会って、ご要望させていただいたり、また、いろんな関係団体、三日月大造当時の国土交通副大臣にもお願いをしたり、また、神奈川県さんにもお願いをしてきたところでもあります。

そして、やっと実現に向けた一歩が今日、踏み出されるということでもあります。

平成20年3月に藤沢座間厚木線が、この県道42号が開通することによりまして、格段に藤沢市の北部とのアクセスが良くなりました。

ここに、私ども商工会議所会頭の田中さんがおられますけれども、私どもの市の産業にとりまして、なんといっても基幹道路であり、そして、綾瀬インターで東名高速とつながることは、私ども藤沢市の産業の帰趨を占うということでも、大変重要だと思っております。

市境には私どもが「新産業の森」と位置づけました研究開発拠点、市内には県が「インベスト神奈川」で研究所をたくさん誘致されていますが、この拠点も出来ませし、北部には、私どもの「いすゞ自動車」の大規模工場がございます。その製品の輸送という観点からも重要であります。

そして、なんといっても私ども藤沢市は、江の島を抱える観光地であります。年間1,340万人の観光客が来られるところでもあります。これからの観光の問題を考える上で、こういったアクセスがしっかりできることが喫緊の課題でもあります。このインターが通ることによって、なお一層の観光地としてのいろんな発信

が出来るのではないかと思います。

私どもといたしましては、1日も早い開通を是非お願いをしたいと思っておりますし、そのために尽力を、黒川会長、そして、綾瀬笠間市長ともども、尽力を尽くして参りたいと思っておりますので、どうぞ皆様よろしくお願ひいたします。

【山崎副会長】

ご紹介いただきました、神奈川県 道路部長の山崎でございます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日ごろから本県の道路行政に関しまして、ご理解とご協力をいただきまして、この場をお借りしましてお礼を申し上げます。

さて、神奈川県でございますが、今後5年、あるいは10年の間にさがみ縦貫道路をはじめとする自動車専用道路網が次々と完成し、県土の均衡ある発展を目指しております。

昨年の2月には海老名インターチェンジが完成しまして、海老名市さんからは、周辺道路の渋滞解消とともに東京、横浜あるいは小田原方面からの緊急車両の搬送時間が20分から30分短縮されたというふうに報告されております。

ただいま、綾瀬市長さん、藤沢市長さんから、それぞれ（仮称）綾瀬インターチェンジに関します御期待あるいは熱い思い、それから早期実現に向けた意気込みをお聞きいたしました。

連結道路の実施主体となります県といたしましても、大変心強く感じているところでございます。

このインターチェンジの実現に向けましては、今後も県と地元の綾瀬市さん、藤沢市さんと、それぞれの役割のなかで、しっかりとスクラムを組んで、取り組んでまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方におかれましては、是非、お力添えの程、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

本日は、忌憚のないご意見、ご指導をお願ひしまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

【黒川会長】

それでは、次第の5の議事で、今日は3つあります。

最初に事務局から説明をよろしくお願ひします。

【事務局】

それではご説明させていただきます。

本日は、一回目の協議会でございますので、制度概要などにつきまして、パワーポイントを用いて、ご説明いたします。スクリーンをご覧ください。

本日の議事内容のご説明は3点ございます。

- (1) スマートインターチェンジの制度概要について
- (2) (仮称)綾瀬スマートインターチェンジの概要について
- (3) 今後のスケジュールについて、でございます。

説明は、(1)から(3)まで通してさせていただき、概ね20分間程度かかりますが、よろしく願いいたします。

それでは、議題(1)のスマートインターチェンジの制度概要から順次、ご説明いたします。

はじめに、スマートインターチェンジの背景と目的です。

日本の高速道路の平均インターチェンジ間隔は、欧米諸外国に比べて長いため、高速道路が通過するものの、インターチェンジが設置されていない市町村も、多い状況でございます。

そこで、地域の活性化や利用者の利便性の向上などを目的に、追加インターチェンジを整備することとし、スマートインターチェンジの整備を、高速道路利便増進事業に位置づけたものでございます。

次に、スマートインターチェンジの定義です。

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置される、インターチェンジでございます。通行可能な車両を、ETCを搭載した車両に限定していることから、ETCゲートのみの簡易な料金所の設置により、従来のインターチェンジに比べて、低コストで導入できるなどのメリットがございます。

次に、スマートインターチェンジの種類です。

高速道路との接続箇所により、大きく2つに分類されております。

まず、サービスエリア、パーキングエリア接続型ですが、高速道路との接続箇所を、サービスエリアやパーキングエリアとするもので、既存の施設を活用することにより、比較的容易に設置することができます。

全国の高速道路では、平成22年11月末現在、東名高速道路の富士川サービスエリアなど、47箇所に整備されております。

次に、本線やバスストップ接続型です。

高速道路本線やバスストップへ直接、接続するもので、サービスエリア・パーキングエリアの存在しない箇所にも、設置することができます。

全国的高速道路では、常磐自動車道の水戸北インターチェンジなど、5箇所に整備されております。

なお、事業中のスマートインターチェンジは、平成22年11月末現在、全国で17箇所となっております。

次に、スマートインターチェンジの事業区分についてです。

高速道路本線から、一般道路までの区間が、いわゆるインターチェンジでございまして、スクリーンに赤い点線でお示ししているのが、事業区分となっております。

ピンク色でお示ししている高速道路本線からETCゲートまでの、インターチェンジ本体については、高速道路利便増進事業として、中日本高速道路株式会社などの、高速道路会社が整備いたします。

また、紫色でお示ししているETCゲートから一般道路までの、インターチェンジ接続道路については、県や市町などが、連結道路管理者として整備いたします。

次に、スマートインターチェンジの法律上の位置づけについてです。

スマートインターチェンジは、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に、高速道路利便増進事業として位置づけられております。

法4条第10項第1号では、高速道路利便増進事業について、高速道路のうち当該高速道路と道路とを連絡する部分で、国土交通省令で定めるものの整備に関する事業、と定義されており、国土交通省令で定める部分については、施行規則において、専らETC通行車の通行の用に供することを目的とする高速道路の部分とする、とされております。

次に、高速道路利便増進事業の内訳です。

大きく2つございまして、

一点目は、スマートインターチェンジの整備でございます。

現在の計画では、平成30年3月末までに、全国で概ね200箇所のスマートインターチェンジを、整備するとしております。

二点目は、高速道路の料金割引でございます。

現在の計画では、休日料金を1千円とするなどの料金割引を行っております。

綾瀬インターチェンジは、この高速道路利便増進事業を活用した、スマートインターチェンジとして検討することとしております。

続きまして、スマートインターチェンジの整備のための、実施要綱についてでござ

ざいます。

はじめに、スマートインターチェンジの要件については、実施要綱に定められており、連結施設は道路法上の道路であること、当該インターチェンジ設置により十分な社会便益が得られ、かつ、連結道路管理者の広報活動等の実施により、地域住民に対する説明責任が果たされていることなど、スクリーンにお示ししているとおりでございます。

次に、実施要綱に基づく、スマートインターチェンジ整備の手続の流れについてです。

スマートインターチェンジの整備にあたっては、はじめに、地区協議会を設置する必要がありますが、皆様には、本日、お集まりいただいている次第でございます。

地区協議会の構成員は、スクリーンにお示ししているとおりでございます。地区協議会では、スマートインターチェンジの設置に向けて、様々な検討や調整を行うこととされており、主な検討・調整事項は、社会便益、インターチェンジや周辺道路の安全性、採算性などスクリーンにお示ししているとおりでございます。

続いて、検討・調整を踏まえ、実施計画書を策定いたします。

実施計画書の策定は、連結道路管理者が行い、日本高速道路保有・債務返済機構及び高速道路会社に提出いたします。

なお、実施計画書の内容は、連結を必要とする理由、管理・運営形態、費用便益比及び採算性などスクリーンにお示ししているとおりでございます。

その後は、連結許可申請などの手続きを経て、スマートインターチェンジの事業を開始することとなります。

最後に、県内におけるスマートインターチェンジの状況について、参考にご説明させていただきます。

県内には、供用を開始しているスマートインターチェンジはございませんが、綾瀬スマートインターチェンジをはじめ、横浜横須賀道路の横須賀パーキングエリアなど、5箇所を検討されております。

スマートインターチェンジの制度概要については、以上でございます。

次に、議題の（２）、（仮称）綾瀬スマートインターチェンジの概要について、ご説明いたします。

はじめに、綾瀬スマートインターチェンジの計画位置です。

東名高速道路の横浜町田インターチェンジと、厚木インターチェンジのほぼ中間地点に計画しております。赤い枠の付近を拡大いたします。

東名高速道路の横浜町田インターチェンジと、厚木インターチェンジの間は、約

15 キロメートル離れており、これは、首都圏のインターチェンジ間の距離の中でも、最も長い区間の一つでございます。

そこで、横浜町田インターチェンジから約9キロメートル、厚木インターチェンジから約6キロメートルの位置に、綾瀬スマートインターチェンジを計画しております。

また、アクセス道路には、4車線で整備済の県道42号 藤沢座間厚木を活用することとしております。

次に、これまでの検討の経緯です。

平成14年度から平成20年度までは、地域活性化インターチェンジとして検討を進めてまいりました。

綾瀬インターチェンジにおける、地域活性化インターチェンジの場合、道路公社の有料道路事業による整備を予定していたため、利用料金に整備費用が上乗せされることとなります。

一方、スマートインターチェンジは、ETC装着車に利用が限定されますが、高速道路会社が国の費用により整備するので、利用料金に整備費用の上乗せが不要となり、県民へのメリットが大きいことから、平成21年度からは、スマートインターチェンジとして、検討を進めております。

ここで、地域活性化インターチェンジと、スマートインターチェンジの制度概要ですが、いずれも地方公共団体が主体となって発意する、追加インターチェンジでございます。

地域活性化インターチェンジは、道路公社の有料道路事業と県の一般道路事業の組み合わせ等により整備する追加インターチェンジでございます。

スクリーン下の図は、綾瀬インターチェンジの概略図ですが、地域活性化インターチェンジでは、ピンク色でお示ししている本線から料金所までの、インターチェンジ本体を、道路公社が、紫色でお示ししている料金所から接続道路までの、インターチェンジ接続道路を、県が、それぞれ整備することとしております。

一方、スマートインターチェンジは、高速道路会社の高速道路利便増進事業と、県の一般道路事業の組み合わせにより整備する追加インターチェンジでございます。

スマートインターチェンジでは、赤色でお示ししているETCゲートから本線までの、インターチェンジ本体を、高速道路会社が、紫色でお示ししているETCゲートから接続道路までの、インターチェンジ接続道路を県が、それぞれ整備することとしております。

次に、それぞれの制度の特徴でございます。

地域活性化インターチェンジは、全ての車両が利用可能であるというメリットはあるものの、インターチェンジ本体の整備が、道路公社の有料道路事業であるため、利用料金に整備費用が上乗せされる、といったデメリットがあります。

一方、スマートインターチェンジは、ETC 装着車に利用が限定されるというデメリットがありますが、高速道路会社が国の費用により整備するため、利用料金に整備費用の上乗せが不要となるほか、料金所を集約する必要がないため、コンパクトな整備が可能となるというメリットがあります。

次に、これまでの取組について、具体的にご説明いたします。

まず、綾瀬市などの取り組みですが、市では、平成 14 年度から基本構想の検討を行っており、平成 15 年度から 16 年度には、綾瀬インターチェンジ検討調査委員会を開催し、インターチェンジ設置の必要性などの検討を行っております。

また、促進団体といたしましては、綾瀬市を中心に、周辺の 7 市 1 町の首長で構成する綾瀬インターチェンジ設置促進連絡協議会、綾瀬市内の経済団体や、各地区の自治会長などで構成する、綾瀬インターチェンジ建設推進協議会、綾瀬市を中心に、藤沢市など周辺市町の商工関係者で構成する綾瀬インターチェンジ設置推進広域連絡協議会、がございます。

先ほど、市長さんからのご挨拶にもございましたが、綾瀬インターチェンジ設置促進連絡協議会を代表しまして、昨年 8 月には国土交通大臣に要望していただくなど綾瀬インターチェンジの早期実現に向けて、積極的な取り組みを行っていただいております。

次に平成 17 年度からの、県及び市の取り組みです。

県では航空写真測量、インターチェンジの予備設計、アセスの現況調査などを行っております。

また、市では、オープンハウスやシンポジウムの開催などを、行っております。

平成 21 年度からは、先ほどのご説明のとおり、スマートインターチェンジへ整備手法を変更しており、平成 22 年度には、勉強会を開催し、スマートインターチェンジの構造形式などについて、概略検討を行っております。

ここで、この勉強会についてご説明いたします。

綾瀬インターチェンジにつきましては、（仮称）綾瀬インターチェンジの実現に向けた勉強会を、平成 22 年 5 月に設立しております。

この勉強会は、地区協議会における検討・調整を円滑に進めるため、課題等をあらかじめ整理・検討を行うことを目的としております。

構成員は、神奈川県や地元の綾瀬市、藤沢市、中日本高速道路株式会社や関東地

方整備局横浜国道事務所の実務担当者でございまして、これまでに、6回の勉強会を開催し、スマートインターチェンジの構造形式などについて、検討を進めております。

ここで、勉強会における検討内容について、ご説明いたします。

スクリーンには、インターチェンジ計画地周辺の航空写真をお示ししております。赤い丸でお示ししているのが、現在の東名綾瀬バス停でございまして、綾瀬インターチェンジは、このバス停付近に計画しております。

また、航空写真にお示しのとおり、インターチェンジ計画地の東側及び西側は、住宅地となっております。

なお、この付近の東名高速道路は、周囲の道路よりも、数メートル程度低い所を走る、いわゆる掘割構造となっており、東名高速道路に架かる橋は、東京側から、寺尾橋、寺小橋、下原橋、上原橋となっております。

続きまして、計画の前提条件でございまして。

計画にあたっての前提条件の一点目は、周辺の住宅地や大規模工場等を避けることとでございます。

具体的には、オレンジ色の丸でお示ししている住宅地への影響に配慮するとともに、青色のハッチでお示ししているトウカン工業、綾瀬郵便局、パールライスなどの、大規模工場等を避けることで、事業費を抑えることとしております。

前提条件の二点目は橋りょうの架け替えです。

寺小橋は、県道の整備に伴い、新しく架け替えた橋であるため、新たに架け替えが生じないようにしております。

なお、下原橋については、計画地の直近に位置することから、綾瀬インターチェンジの整備に伴い、架け替えることとなります。

このような前提条件を考慮して、インターチェンジの検討は、スクリーンに赤い枠でお示ししている範囲において、行うこととしております。

続いて、スクリーンには、計画平面図の検討案をお示ししております。

はじめに、各ランプの車の動きについてです。

スクリーンに赤色でお示ししている、綾瀬インターチェンジから、東名高速道路に乗る車のうち、東京方面に向かう車は、県道 42 号藤沢座間厚木から綾瀬市道を経由して、ETC ゲート経て、本線に合流いたします。

同様に、名古屋方面に向かう車は、県道 42 号藤沢座間厚木から、ETC ゲートを経由して、本線に合流いたします。

また、スクリーンに青色でお示ししている、綾瀬インターチェンジで降りる車の

うち、東京方面から降りる車は、ETC ゲートを経て、県道 42 号藤沢座間厚木に合流いたします。

最後に、名古屋方面から降りる車は、ETC ゲートを経て、綾瀬市道を経由して、県道 42 号藤沢座間厚木に合流いたします。

なお、東名綾瀬バス停は、各ランプの間に設ける計画としております。

次に、接続道路である県道 42 号藤沢座間厚木について、ご説明いたします。種別は、4 種 1 級で、標準横断図にお示ししているとおり、代表幅員、22m、4 車線の道路でございます。

整備状況ですが、藤沢市内の国道 1 号から綾瀬市内の県道 40 号までの間が、平成 19 年度末までに、4 車線で整備済となっております。

次に、インターチェンジ設置の整備効果です。

広域アクセス性の向上、救命救急センターへの速達性の強化、一般道路の混雑緩和など、様々な効果が期待されております。

例えば広域アクセス性の向上では、インターチェンジまで 5 キロメートルの圏域が、スクリーンに青い丸でお示ししているとおり、大きく拡大することとなります。

また、救命救急センターへの速達性の強化では、伊勢原市内にある東海大学医学部附属病院などの、第三次医療施設への速達性が強化されることとなります。

なお、具体的には、今後の地区協議会において、検討していくこととしております。

(仮称) 綾瀬スマートインターチェンジの概要については、以上でございます。

最後に、議題の (3)、今後のスケジュールについて、ご説明いたします。

まず、スマートインターチェンジ全体の手続の流れです。

今年度は、本日設置いたしました、地区協議会において、実施計画書の策定に向けて、検討・調整を進めます。

平成 23 年度からは、実施計画書を策定、提出、環境アセス、連結許可申請、連結許可の手続きを経て、スマートインターチェンジの事業を開始することとなります。なお、高速道路利便増進事業は、平成 29 年度末までの、時限事業であるため、綾瀬スマートインターチェンジについては、平成 29 年度までの供用開始を目標に、進めてまいります。

次に、赤い枠でお示ししている、地区協議会における、具体的な検討・調整の方法について、でございます。

スクリーンにお示ししている、当該インターチェンジの社会便益などの、専門的・実務的な検討項目につきましては、あらかじめ、幹事会において検討・調整を

行った上で、地区協議会にお諮りしていきたいと考えております。

最後に、実施計画書策定までの、具体的なスケジュールでございます。

本日の地区協議会では、規約の確認や会長・副会長の選出を行うとともに、綾瀬スマートインターチェンジの概要や今後のスケジュール等についてご説明させていただきました。

今後は、1月下旬に開催する第1回の幹事会において、実施計画書及び広報・意見聴取方法の事務局案を、お示しし、幹事会委員の皆様にご検討していただきます。

2回目の幹事会においては、第1回幹事会のご意見を踏まえ、修正を行った実施計画書案及び広報・意見聴取方法案をご確認いただきたいと思いますと考えております。

次に、第2回の地区協議会では、幹事会での検討・調整を踏まえた、実施計画書案及び広報・意見聴取方法案をご説明し、検討及びご確認をいただきたいと思いますと考えております。

続きまして、4月には、実施計画書案について地元説明会を行いたいと考えております。

これは、スマートインターチェンジの要件にある、連結道路管理者としての地域住民への説明として考えております。

5月には、説明会の結果について報告を行うとともに、実施計画書について、最終確認をしていただきたいと思いますと考えております。

なお、幹事会につきましては、必要に応じて、柔軟に開催したいと考えております。

今後のスケジュールについては以上でございます。

事務局からの説明は、以上でございます。

【黒川会長】

それでは、いま、事務局からご説明をいただきましたが、何かご質問がありましたら、どなたでも結構ですのでどうぞ。

私からみると実は国土交通省がETCを普及させると言った時に、審議会の中で議論がありました。

私と数人の学識経験者は、全車両に付けろと。そうするといろんなところで使える。

スマートインターにするとETCを付けていないと使えないというデメリットもありますので、私たちは全部付けろという話をしたんですけれども。

いまからのことを考えると、いろんなところで、例えば乗り入れ制限などをやろ

うとすると、全車種に付いていればだいぶ楽に出来るので。

いろんな利用する方々の不便さはあまりないのではないかと私は思っておりますけれども。

もう少し普及すると制度として楽になると思っております。

他に何かありますか。

せっかくですからいろんな方々から、例えば、地整局ですとか中日本とか県警とか商工会議所とかから、一言づつご意見を聞かせていただければと思います。

【柳谷委員】

関東地方整備局の柳谷と申します。

整備局の中でスマートインターを担当している部署ですが、スマートインターについては先程来、説明がありまして、高速道路を有効に活用して地域活性化に資するというので、これまで全国で52箇所。関東地方整備局の中では16箇所が供用しております。

かなり整備は進んできておりまして、そんな中で一時期、予算の段階で新規事業化を取りやめるとかという話もありましたし、ニュース等で出ていますけれども、スマートインターに関係する高速道路料金の見直しに関連する法案が継続審議になったということもありまして、最近は新規の事業化といいますか、連結許可については、平成21年6月以来、ずっと見合わせている状況です。

そんな中でも、各地域からはスマートインターを整備してくれという要望が非常にありまして、昨年12月に、池口副大臣が会見の中で、できるものから速やかに着手できるように取り組んでいきたいということで、再開の発表がなされたところです。

ということで、全国的にもこれから事業化について、進められるということで各地域で地区協議会だとか、勉強会で、そういったところで検討されている箇所については、事業化に向けて準備を進めているという状況に全国的になっている状況です。最近の情勢としてはそんな状況です。

【合田委員】

中日本高速道路東京支社の合田と申します。よろしく申し上げます。

綾瀬スマートインターチェンジでございますけれども、都市部に造られる本線直結型ということで非常に利便性の高いスマートインターということで考えておりまして、設置に向けまして、私どもも協力させていただければと考えております。

ただ一方で、都市部ということでございまして、いろんな制約条件ですとか、コス

トの関係ですとか、勉強会の検討経緯もご説明ありましたが、そういったところを踏まえまして、構造形式とかを今後きちんと検討させていただければと思っております。

また一方で、皆様ご案内のとおり、当該区間、黒川先生の方からもご案内ありましたけれども、非常に渋滞の多い区間であるといったこともございまして、今後、スマートインターの採算性ということで利用される交通量の推計とかをやっていくかと思いますが、そういったところを踏まえながら、本線に与える影響というものも確認しながら、進めさせていただければと思っております。

出来る限り、早期設置に向け、私どもも協力していきたいと思っておりますので、今後ともよろしく申し上げます。

【米川委員】

県警としましても、こういった利便性の高いインターチェンジの実現というのは、是非とも協力していかなければいけないと考えております。

今、説明を伺った中で、パワーポイントの27画面を見せていただけますでしょうか。

そこで、綾瀬インターチェンジの検討範囲ということで、綾瀬バス停を挟んで上下線に三角地帯という範囲で検討されておりますけれども、私事で恐縮ですけれども、高速隊の方に3年ほど、勤務してございましてインターチェンジ付近の交通事故というのが非常に多く発生しております。

そういった関係で、十分に安全性かつアクセス道路との円滑性といえますか、本線上にまで渋滞してしまうようでは仕方がありませんし、また無理に取り付けることによって、そういった交通事故の発生ということも危惧されますので、そういった利便性を高めるためにせっかく造る道路ですから、安全で円滑な道路ということでは是非とも、皆様方の意見を十分尊重しながら調整していきたいと考えております。

どうぞよろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

【斉藤委員】

綾瀬の商工会長の斉藤でございます。我々事業者、また民間として、非常に長年の間、このインターチェンジ、地域活性化、利便性を望んでいるわけですが、今まで、地域との打合せを長年に渡ってやってまいったわけですが、やっと、これで、第一歩が踏めたという感じがするわけですが。

我々、綾瀬としても、事業所が1,600。また5つの工業団地がございます。神奈川県としても4番目に事業所の多い綾瀬でございます。

その中で、交通便、そのものが非常に不便であったと。いままで、郊外に出るにしても、厚木しかない。今度は海老名ができたから、海老名から乗る。そういうことでございましたが、いつも横浜、厚木間、もう、午後になりますと、渋滞、動かないと非常に不便を感じていたわけでございます。

先ほど、笠間市長からのお話ございましたように、今後の、マスタープランということで、非常にこのスマートインターを重視しているということを皆さんも分かったと思うんですが、その辺の我々民間としての今後の発展、やはり、時は金なりと言いますけれども、いかにスムーズに物を運べるかという状態が、我々にとっては必要であるということが現状でございます。

本当に今、利便性の良いところに事業所が行ってしまう、地域の発展のためにも、是が非でもこの綾瀬インターが地域としては、是非とも造っていただきたい。

一刻も早く造っていただけるようお願いしたいというのが商工会としての希望でございます。

たとえ、1年でも、2年でも短くして出来ていただければ有り難い、という思いでございます。

前回も7市1町の協議会を開いて、皆さんのご意見をお聞きしても、やはり、この綾瀬インターができることをご希望申し上げますという、お答えでございますので、我々民間として、できるご協力は十二分にしたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

【田中委員】

藤沢商工会議所の田中と申します。ただいま、綾瀬の商工会の斉藤会長さんの方から、お話がございました。

産業界としては非常に期待大でございます。特に藤沢の場合は、長年早く綾瀬インターチェンジができないかということで産業界こぞって、待望していたわけでございます。

今日こうして、私も初めて出席させていただきました。いよいよ具体化して動き出したということで、非常に私たちも感謝を申し上げる次第でございます。

先ほど、我が市の海老根市長の方から、皆さんにご挨拶されたと思いますけれども、私たち、縦に長い藤沢市は地勢をもっておりまして、このたび、我々は厚木藤沢線と申しておりますけれども、今日、この画面でいきますと、藤沢座間厚木線ですか、こういう名称になっておりますけれども。今日もこちらにお邪魔するときに、4車線で立派な道路が出来ている。

藤沢の産業界の方々もたびたびお話しを承りますと、非常に北部が綾瀬市と近くなつたと、本当に時間の消費が少なくなって有り難いことだということをお聞きしております。

特に藤沢市は北部に工業が集中しております。そういう意味からいって、早く広域の動線を縦軸で造っていただくということは、非常に有り難いことで、縦軸が出来ますと、横軸は原宿を通して、横浜バイパス、湾岸といった港湾地帯。また、東京の方に行っておりますけど、やはり、下の方の横軸に行ってから東京の方に行くというのが、非常に北部の方は不便だったということがありますので、我々産業界としては、早くできてくれないかというのは当然のことでございます。

それから、この綾瀬インターを睨んで、今、藤沢市長が非常に熱心に取り組んでいるのが「新産業の森」で工業の研究開発、そういうものを誘致して産業の活性化につなげたいと。

引いては、慶応のキャンパスがございますので、その付近にも研究開発又は医療関係の産業クラスターを造っていきたいというのが我々、藤沢の願いでございます。

そういう点からいきますと、この綾瀬インターが非常に起爆剤になるということで、藤沢市としてはこぞってもない願いでもあります。

さらにもう1点だけ申しあげますと、先ほど、市長が申しあげましたとおり、観光が江ノ島という、また、江ノ島だけでなく、湘南は茅ヶ崎や鎌倉もございます。

こういう湘南の海岸地域の観光に対しても非常にメリットがでるのではないかと期待しているわけでございます。必ずしも藤沢だけでなく、今の藤沢の観光に力を入れなければいけないという政策にも合致してくると、出て行くことよりも、来ていただくことに対しても効果を期待しているところでございます。

是非とも皆さんのお力で先ほど、商工会の斉藤会長からお話があったとおり、一刻も早く実現が出来るように期待したいと思っておりますので、皆さん、よろしく、ご尽力の程お願いしたいと思っております。

【増田委員】

綾瀬市の自治会長連絡協議会の増田でございます。

やはり、私ども、一般住民から見ますと、非常に生活道路として拡大されると非常に期待しております。

東京に出るにも大変便利になりますし、下りの方の観光も便利になりまして、期待しているのが多いのですけれども、一抹の心配は、出入りがかなり激しくなると思われますので、その辺の交通で住宅地に入られると困るということが1点、心配があるの

ですけれども、出来上がるまでには、そちらの方もある程度は検討していかなければならないという気がしています。以上でございます。

【黒川会長】

いまのあたりは今後の幹事会で検討していかなければならないと思います。

笠間市長さんや、海老根市長さん、何かありますか。

よろしいですか。

それでは、私から最後に2点確認したいと思いますが、本日の会議録ですが、地区協議会規約第8条ただし書の非公開事由には該当しないと思いますので、それをご承認いただけますでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

【黒川会長】

それから、地区協議会規約第3条に記載がある検討・調整事項については、次回の地区協議会までに、幹事会において検討・調整を行うということでよろしいでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

【黒川会長】

それでは、次回の地区協議会までに、幹事会において、検討・調整をよろしくお願いします。

以上で、今日の議事は終わりますが、何かありますかでしょうか。

もしないようでしたら、これで閉会させていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

<閉会>

【黒川会長】

なお、引き続き事務局から、事務連絡がございますので、よろしくお願いいたします。

【司会】

本日は、どうもありがとうございました。

本日の資料及び会議録につきましては、近々、地区協議会のホームページを立ち上げる予定ですので、その中で、公開していきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

なお、次回の第2回地区協議会の日程でございますが、3月下旬に開催する予定でございます。

詳細が決まり次第、お知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、第一回（仮称）綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会を終了させていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

〈終了〉